

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱

令和2年6月10日制定 2総人権第86号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会では、東京都犯罪被害者等支援条例（令和2年東京都条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等（条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、専門的な見地から、次に掲げる事項について検討する。

- 一 東京都犯罪被害者等支援計画（条例第8条第1項に規定する支援計画をいう。以下「支援計画」という。以下同じ。）の策定及び推進に関すること。
- 二 支援計画の進行管理に関すること。
- 三 その他東京都の犯罪被害者等支援（条例第2条第3号に規定する犯罪被害者等支援をいう。）に関する施策を推進するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、犯罪被害者等、支援団体に属する者及び学識経験を有する者等のうちから、局長が委嘱する委員をもって組織する。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、座長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見等を徴することができる。

3 委員会は原則として公開する。この場合において座長は、傍聴人の数を制限することができる。

4 座長は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその全部又は一部を非公開とすることができる。

5 委員会の資料及び議事録又は議事要旨については、原則として公開する。ただし、座長は必要があると認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 6 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な委員会運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した委員会を開催することができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、正当な理由なく、その立場を通じて知り得た個人情報を漏らしてはならない。委員の任期終了後も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。